## よる電磁 軽費老人 節方 法 厶 による重要事項の提供等を定める規 の 設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定

(電磁的方法による重要事項の提供)

- 第 なければならない。 下この条において同じ。)の種類及び内容を示対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法 する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又は 附則第十条にお (平成二十四年千葉県条例第六十五号。 軽費老人 いて準用する場合を含む。 ホ A は、 軽費老人ホームの 以下「条例」という。 以下同じ。)の規定により同条第 設備及 (次条に規定する電磁的方法 文書又は び運営に関する 電磁的 )第十三条第三項 方 法 を定 ょ る承 をい そ 一項に規定 の 8 家族に る条 う
- 一 電磁的方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 2 磁的方法によってしてはならない。 該入所申込者又はその家族に対し、 書又は電磁的方法により電磁的方法 定による承諾 前 項の規定による承諾を得た軽費 をし た場合 は、 この限りでな ただし、当該入所申込者又はその家族 条例第十三条第一項に規定する重要事項の提供 による提供を受けない旨の申出が、老人ホームは、当該入所申込者又 \ \ \ 申出があ 人はそ った が  $\mathcal{O}$ にときは 家族 再 び 前 カン を電 項  $\mathcal{O}$

(電磁的方法)

第二条 条例第十三条第三項の規則で定めるも  $\mathcal{O}$ は、 次  $\mathcal{O}$ 各号に 掲げ るも  $\mathcal{O}$ **以** 下  $\mathcal{O}$ 

において「電磁的方法」という。)とする。

電子情報処理組織を使用する方法のうち次

0

いずれ

かに

掲げるも

 $\mathcal{O}$ 

- 算機に備えられたファイルに記録する方法 電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信 軽費老人ホー 接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用ムの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族 に  $\mathcal{O}$ 使用に 係 る電子計
- 口 たファ 族 諾又は受け 第十三条第一項に規定する重要事項を電気通信 0 軽費老人ホー 閲覧に 1 に備えられ な に当該重要事項を記 い旨 L A たファイルにその旨を の使用に係る電子計算機に備え の申出をする場合にあっては、 当該入所 申込者又はその 録する方法 記録する方法) 家族 ては、軽費老人ホー(電磁的方法による の使用に係る電子計算機 回線を通じ 6 れ た ルフ ア てアイ 所  $\Delta$ 提供を受け ル 申込者 に  $\mathcal{O}$ 使 記 用 録 又はそ され E に る旨 係る 備え た条 の承 6  $\mathcal{O}$ れ
- 規定する重 デ ス ク、 てお 要事項を記録 シー くことが • ディ したも できる  $\mathcal{O}$ 物をもつ ロム を交付 こその する方法 て調製するフ 他これらに準ずる方法 ア 1 ル に 条例 ŋ 第 + -三条 定  $\mathcal{O}$ 第 事 項 項を
- が できるも 申 込者又はその のでなけ 家族が ればならな ファイ ル  $\sim$  $\mathcal{O}$ 記録 を出 力す る ことに ょ 文

附則